広報
ながす
No.498
1992
平成4年
2/15
発行／熊本県長洲町
編集／企　画　課
☎0968(78)3111

声の窓口

『広報ながす』では、皆さんから身近な話題情報やご意見、ご感想をお待ちしています。
詳しくは、役場企画課（内線221）まで。

ふるさとの便りをあなたの大切なあのひとへ

『ふるさと広報宅配便』受付中！

～年間900円で「広報ながす」を毎月郵送～

町では、『広報ながす』を年会費900円で毎月一回一年間郵送する『ふるさと広報宅配便』の平成4年度会員を募集しています。
あなたもふるさとの便りとして『広報ながす』を親戚や友人、知人、単身赴任の方へ送ってみませんか。

◆**会費**　年間900円（郵送料のみ）
◆**募集期間**　3月末日（4月からは随時受け付けます。）
◆**申込方法**　役場企画課（2階）に備え付けの申込用紙に記入し、会費と一緒に申し込みください。
※平成3年度は約90名の方に郵送しています。継続される方も、お忘れなく申し込みください。

知っておきたい税情報 No.42

確定申告

今回は、台風等災害にあったとき、医療費を支払ったとき、また住宅を取得したときの確定申告の仕方について説明します。

1.災害等にあったときの税

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、**①雑損控除による方法②災害減免法による方法**のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部、または一部を軽減することができます。

2.医療費を支払ったときの税

あなたが自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差引くことができます。

○医療費控除額の計算方法

その年中(1月から12月まで)に支払った医療費 − 保険金などで補てんされる金額 = A

A − 10万円または所得の5%のどちらか少ない額 = 医療費控除額(最高200万円)

○医療費とは

医療費控除の対象となる医療費とは、次の(1)や(2)のようなものをいいます。

(1)次のもののうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の全額
- ①医師、歯科医師による診療代、治療代
- ②治療、療養のための医薬品の購入費
- ③病院や診療所、老人保健施設または助産所に収容されるための費用
- ④あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
- ⑤助産婦による分べんの介助料

(2)次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの
- ①通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ②義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入の費用
- ③6か月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代

㈱医療費控除を受けるためには、医師などの領収書等を確定申告書に添付する必要があります。日頃から準備しておきましょう。

3.住宅取得等特別控除の申告について

この申告内容については、その住宅を居住の用に供した日によって異なっています。内容については次の表のとおりです。

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	控除期間	所得要件
昭和62年1月1日から昭和62年12月31日まで	(民間金融機関等からの借入金等の年末残高 + 公的機関等からの借入金等の年末残高/2) × 1% ※(最高20万円)	5年	1,000万円以下
昭和63年1月1日から平成元年12月31日まで	(住宅の取得等のための借入金等の年末残高の合計額) × 1%(最高20万円)	5年	3,000万円以下
平成2年1月1日から平成3年3月31日まで	(住宅の取得等のための借入金等の年末残高の合計額) × 1%(最高20万円)	6年	3,000万円以下
平成3年4月1日から平成3年12月31日まで	(住宅の取得等のための借入金等の年末残高 2,000万円以下の部分の金額) × 1% + (住宅の取得等のための借入金等の年末残高 2,000万円超 3,000万円以下の部分の金額) × 0.5%(最高25万円)	6年	2,000万円以下

㈱ 1 住宅取得等特別控除又は住宅取得特別控除の対象となる借入金等の年末残高の合計額は、住宅を居住の用に供した日が平成3年3月31日以前である場合には2,000万円が限度となり、平成3年4月1日以後である場合には3,000万円が限度となります。

2 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

平成3年度の確定申告は、2月17日から3月16日まで予定されています。必要な書類は早めに準備しておきましょう。
(住民税等申告相談日程表は5ページに掲載しています。)

今月は、固定資産税第4期の納税月です。忘れず納税しましょう。

	雑損控除	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。(たな卸資産や事業用の固定資産、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	損害額が住宅又は家財の½以上であることが必要です。
控除額の計算又は所得税の減免額	控除額は次の㋑と㋺のうちいずれか多い方の金額です。 ㋑差引損失額−所得金額の10分の1 ㋺差引損失額のうち災害関連支出の金額−5万円 ㈱①差引損失額=損害金額−保険金などによって補てんされる金額 ②災害関連支出…災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	その年の所得金額 / 所得税の減免額 300万円以下 / 全額免除 300万円超450万円以下 / 2分の1の軽減 450万円超600万円以下 / 4分の1の軽減
参考事項	●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 ●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以降3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	●損害を受けた年分の所得金額が600万円以下の人に限ります。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

㈱生活に通常必要でない資産とは、別荘や競争馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害による損失は雑損控除の対象とはなりませんが、その年か翌年に譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

20歳以上の学生さんへ

国民年金の加入手続はお済みですか？

平成三年の四月からは二十歳以上の学生も国民年金に必ず加入することになりました。

これにより、最近特に多い交通、スポーツなどによる事故や病気で障害者になった場合に、今までは加入していないために受けられなかった障害基礎年金が、国民年金に加入することにより受けられるようになります。また、同様に六十歳以降も加入しなければ満額の老齢基礎年金を受けることができませんでしたが、二十歳から加入することにより満額の老齢基礎年金を受けられるようになります。

まだ加入していない二十歳以上の学生の皆さん、今すぐ役場住民課で手続きを！

住民課

〝いざという時のために〟

人工呼吸法の講習

人間は、酸素の供給が止まる三～四分程で脳細胞が死に始めると言われ、他の細胞と違って一度死んだ脳細胞は二度と再生されません。このため救急車が到着してからの応急処置では手遅れになるケースが多く、救命できても重い後遺症が残ったり、今問題になっている脳死状態になってしまいます。

長洲分署では、人工呼吸法（器具を使わない人工呼吸法と心臓マッサージ）の講習を常時受け付けています。各種行事や集会等の機会にぜひお気軽にお申し込みください。

詳しくは、**長洲分署**（☎㉘0145）まで。

平成３年長洲分署消防白書

火災		救急	
出動件数	5件	出場件数	325件(315人)
建物火災	3件	急病	157件(143人)
その他火災	2件	交通	87件(95人)
被害総額	5,268千円	その他	81件(77人)
負傷者	2名	※( )内は搬送人員。	

耳の日事業「耳の日ふれあい'92」

毎年三月三日は「耳の日」です。耳の大切さを考え、併せて耳の不自由な人々の聞こえない苦しさや願い、また手話や手話通訳について理解していただくために、今年も耳の日事業を開催します。

いろんな行事を計画していますので、皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

◘**とき** 3月8日(日)
午前10時～午後1時

◘**ところ** 長洲共同福祉施設

※参加費は無料です。

◘**連絡先** 熊本県手話サークル「玉名わかぎ」（☎㉟3870）

無料法律相談

資格講座 クレジット110番

強引な電話勧誘が目立つ資格講座のトラブルやクレジットカードのトラブルで困っている方はいませんか。

熊本県消費生活センターでは二月二十四日から二十八日までの五日間、弁護士による無料法律相談をお受けします。皆さんのご利用をお待ちしています。

◘**とき** 2月24日(月)～28日(金)
午前8時30分～午後5時15分
（弁護士無料法律相談・午後1時～4時）

◘**ところ** 熊本県消費生活センター（熊本市水道町14～15 ☎096・354・4835）

※詳しくは、**町社会教育課**（☎㉘0053）まで。

スポーツ安全保険に加入しましょう！

平成四年度のスポーツ安全保険の加入受付が三月より開始されます。

子供会や運動クラブなど五人以上の団体であれば加入できます。加入して万一のケガや賠償責任に備えましょう。

心臓マヒなどの突然死等に対して、見舞金が支払われます。

なお、掛金・補償内容は**下表**のとおりです。

スポーツ安全協会熊本県支部（☎096・324・6818）

親と子の幸せな未来のために！
道徳・教育問題の講演会

とき 2月25日㈫ 午後7時30分
ところ 町民研修センター
テーマ 『子の心、親知らず』 **講師** 船木英示氏
入場料 無料 **主催** 長洲町商工会婦人部

区分		掛金（1人年額）	傷害保険（保険金額） 死亡後遺障害	入院	通院	賠償責任保険（賠償限度額）	共済見舞金
一種A	・スポーツ少年団など中学生以下のグループ ・成人の文化活動、社会奉仕活動のグループ	360円	最高1,400万円	1日につき4,000円	1日につき1,300円	対人賠償 1億円（自己負担1,000円） 対物賠償 500万円（自己負担1,000円）	突然死および日射病、熱射病による死亡 100万円
一種B	高齢者のグループ（団体員がおおむね60歳以上の人により構成されているスポーツ団体）	500円	400万円	1,800円	800円		
一種C	・成人のスポーツグループ（ママさんバレーなど地域スポーツのグループ） ・高校の運動部、大学・会社等のスポーツ同好会	1,100円	1,400万円	4,000円	1,300円		

募集 熊本県ママさん特派員

県では、家庭の主婦の目を通して県政の広報活動に参加していただくママさん特派員を募集しています。◘**応募期限** 2月22日㈯まで ◘**申込先** 熊本県広報課（☎096・383・1111）

平成４年度 住民税等申告相談日程表

月	日	曜	区名 午前	区名 午後	場所 午前	場所 午後
2	17	月	上沖洲		上沖洲公民館	
	18	火	清源寺		清源寺公民館	
	19	水	平原	(確定申告会場準備)	平原公民館	
	20	木	確定申告		長洲町役場大会議室(3階)	
	21	金	確定申告		長洲町役場大会議室(3階)	
	22	土	閉庁			
	23	日				
	24	月	確定申告		長洲町役場大会議室(3階)	
	25	火	腹赤・腹赤新町		腹赤公民館	
	26	水	折地・赤崎・高田		赤崎公民館	
	27	木	納期（固定資産税第4期）		※この日は、ほとんどの職員が出張のため申告受付は行いません。	
	28	金	鷺巣・立野・向野・向野北		向野公民館	
	29	土				
3	1	日				
	2	月	赤田・葛輪・永方	宮崎・塩屋	永方公民館	
	3	火	梅田		梅田公民館	
	4	水	建浜・駅通		建浜公民館	
	5	木	出町・新町・西新町・上東		町民研修センター	
	6	金	上本・上今・今町・宮ノ町・松原		町民研修センター	
	7	土				
	8	日				
	9	月	新山		町民研修センター	
	10	火	宝町・上磯・中磯・下磯		町民研修センター	
	11	水	中町・下本・下東・西荒神		町民研修センター	
	12	木	東荒神・大明神		町民研修センター	
	13	金	予備日			
	14	土	閉庁			
	15	日				
	16	月	予備日			

○相談受付時間　午前９時～12時　　午後１時～４時

年金ゼミナール

Q 現在、私は年金をもらっていますが、友人の話では、六十五歳になると、年金が二つになる、と聞いたのですが、どのようになるのか詳しいことをお聞きしたいのですが。

A はい、わかりました。あなたが今受けている年金は何年金ですか、年金証書をお持ちでしたら拝見させてください。

Q 年金証書は持って来てませんが、振込通知書はあります。

A はい、それでけっこうです。あなたが現在受けている年金は、特別支給の老齢厚生年金ですね。この年金は、六十五歳になると老齢厚生年金と老齢基礎年金の二つの年金として支給されます。

Q 老齢厚生年金と老齢基礎年金の二つの年金になぜ変わるのですか。

A 今ご質問のあったことにお答えするには年金制度の仕組みをご理解いただく必要がありますので簡単に説明します。

老齢厚生年金と老齢基礎年金 ①

年金制度の仕組み

年金制度には大きく分けて次の三つの制度があります。その一つは厚生年金保険で、サラリーマンの方々が加入します。二つめは共済組合で公務員などの方々が加入します。三つめは国民年金です。この国民年金は日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の方々が加入するもので、自営業、農業、サラリーマンの奥さん、学生などの方々が該当します。全国民が以上の三つの制度のいずれかに加入することになります。また、厚生年金保険・共済組合など被用者年金制度の加入者は、厚生年金または共済組合とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになります。

国民年金は、六十五歳から、すべての人に共通の基礎的な年金給付として「老齢基礎年金」を支給します。厚生年金保険・共済組合など被用者年金制度の加入期間がある人には、老齢基礎年金に上乗せして、それぞれの制度から加入期間に応じた「報酬比例の年金」が支給されます。この結果、老齢基礎年金を支給する国民年金は、いわば二階建て年金の一階部分を担うことになるわけです。

老齢厚生年金は、六十五歳から支給されることになるわけですが、従来の老齢年金等は、六十歳支給であったために、この支給開始年齢の差をカバーするために、当分の間、六十歳から六十五歳に達するまで、定額部分と報酬比例部分からなる特別支給の老齢厚生年金が支給されることになります。

住民課

訂正とおわび

2月1日号の「町のわだい」（6ページ）の出初式の写真説明に誤りがありましたので、次のとおり訂正しておわびいたします。

㊨ひまわり幼稚園による華麗な演技
㊧長洲幼稚園児による華麗な演技

企画課

募集 県政モニター

県では、県民の皆さんの県政に対するご意見・要望などを幅広く聞き、県政に活かしていくための県政モニターを募集しています。◘**応募期限** 2月28日㈮まで ◘**申込先** 熊本県広報課（☎096・383・1111）

広報の題字を書きました

湯汲　愛香さん
腹栄中三年
〈宮崎〉

趣味は料理を作ることで、得意なものはコロッケかな？
看護婦をしている母にあこがれて、私も将来は人の役に立てる看護婦になりたいです。
受験まであと一か月なので、とにかく全力をつくしたいです。

学校給食物資納入申込み

平成四年度学校給食用の物資納入申込みと見積書の受付けを次のとおり行いますので、ご希望の方は営業許可証及び食品衛生責任者講習会修了証の写し並びに印鑑をご持参のうえ、申し込みください。

◆申込期間　3月2日(月)～16日(月)正午
◆申込先・問い合わせ先　長洲町学校給食センター　☎(78)0838)

春の植木市

◆とき　2月21日(金)～23日(日)　午前9時～午後5時
◆ところ　四王子神社境内
◆主催　長洲町商工会

もうすぐ1歳

田中　智子(ともこ)ちゃん
啓志さん・旬子さんの二女
〈上本〉

「泣いている時にカラオケをかけるとすぐ機嫌がよくなります。明るく、思いやりのある子になってね」

固定資産税課税台帳縦覧

平成四年度の固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり実施します。

◆とき　3月2日(月)～21日(土)
◆ところ　役場税務課

会員募集

尺八愛好会

平成三年度長洲町文化祭において、郷土が生んだ尺八の名人「吉田晴風展」が開催され、その座談会の中で尺八愛好会結成の意見があり、このたび広く町民の方々に呼びかけ次のとおり会員を募集します。
経験者、初心者を問いませんので、ご賛同の方はお申し込みください。

◆名称　長洲町尺八愛好会(仮称)
◆教室の開設
①とき　毎月3回
(第1、2、3週の月曜日)
午後7～9時
②ところ　長洲共同福祉施設
(視聴覚室)
③講師　林田沼山氏
※会費、その他については、発会の際、検討します。
◆申込先　町社会教育課
(☎(78)0053)

保健・衛生だより

◆福祉課は☎78-3111(内線142)　※大切なことは、メモしておきましょう!

行事	日	時	会場	備考
1歳6か月児健診	2月28日(金)	受付 13:30～14:30	町民研修センター	対象者／平成2年8月～9月生まれの幼児 持参するもの／母子手帳、おしっこ ※おしっこはきれいに洗った容器に入れてきてください。 ※都合により前回受診できなかった方もお待ちしています。
胃がん 大腸がん検診	3月2日(月)	受付 8:30～10:30	Aコープ駐車場	対象者／40歳以上 ※負担金　胃がん検診　500円 大腸がん検診　200円(容器代) ※問診票を記入のうえ、ご持参ください。
	3月3日(火)	受付 8:30～10:30	向野集会所	
	3月4日(水)	受付 8:30～10:30	向野集会所 農協梅田支所	
	3月5日(木)	受付 8:30～10:30	町民研修センター	
	3月6日(金)	受付 8:30～10:30	町民研修センター	
7か月児健診	3月13日(金)	受付 13:30～14:30	町民研修センター	対象者／平成3年6月11日～ 持参するもの／母子手帳 ※前回都合により受診できなかった方は今回受診してください。

休日在宅医

2月16日　古庄医院(岱明町)　☎(57)0013	3月1日　嶋田医院(上沖洲)　☎(78)0209
2月23日　有明成仁病院(鷲巣)　☎(78)1133	※診療時間　午前9時～午後5時